

ETC限定相互利用割引実験

1) 実験趣旨

ETCを利用した場合の関空連絡橋とアクセス有料道路の相互利用割引の実施により、一般道路から有料道路への交通流転換と空港利用促進の可能性を検証するため、関空連絡橋と阪神高速道路公団・4号湾岸線または日本道路公団・関西空港自動車道との相互利用を行うETC無線通行車に対して相互利用割引を適用する。ETC利用者を対象とした社会実験はETC普及促進の観点からも重要である。

2) 実施期間

平成17年2月1日(火)0時～平成17年2月28日(月)24時

3) 実験内容

関空連絡橋料金所にETCシステムを試験的に導入し、関空連絡橋とアクセス有料道路の阪神高速道路公団・4号湾岸線(阪神南線普通区間)又は日本道路公団・関西空港自動車道との相互利用を行うETC無線通行車に対して相互利用割引を行う。

※相互利用: アクセス有料道路から関空連絡橋へ直接乗り継ぐ車両のみならず、アクセス有料道路を一旦降りて、りんくうタウン等へ立ち寄ってから6時間以内に関空連絡橋を利用する車両も含めることを意味する。

4) 割引方法

阪神高速道路公団・4号湾岸線(阪神南線普通区間)又は日本道路公団・関西空港自動車道を經由し関空連絡橋に入った車両に対して以下のとおり割り引く。

| | |
|-----|------------------------------------|
| 普通車 | 500円割引 (アクセス有料道路分300円、関空連絡橋分200円) |
| 大型車 | 1000円割引 (アクセス有料道路分600円、関空連絡橋分400円) |

相互利用割引の対象となるアクセス有料道路料金所は、阪神高速道路公団・4号湾岸線の泉大津本線料金所、岸和田北(南行)料金所、岸和田南(南行)料金所、貝塚(南行)料金所、及び日本道路公団・関西空港自動車道の泉佐野本線料金所とする。



阪神高速道路公団・4号湾岸線又は日本道路公団・関西空港自動車道の相互利用割引の対象となる料金所を通過後、6時間以内に関空連絡橋を通過した場合(入島時)に相互利用割引を適用する。いったん一般道に降りて、りんくうタウン等へ立ち寄っても、上記条件を満たせば、相互利用割引は適用される。

※ETC車載器を所有しない場合、相互利用割引の対象外とする。

※阪神高速道路公団・4号湾岸線(日本道路公団・関西空港自動車道)の対象となる料金所と関空連絡橋料金所をどちらも無線通行しない場合は相互利用割引の対象外とする。

※アクセス有料道路を利用せず、一般道から関空連絡橋に入った場合、関空からの帰途の際に、阪神高速南線または関西空港自動車道を利用しても相互利用割引は適用されない。

5)適用事項

相互利用割引は、通行料金の請求時において、ETC利用明細書の関空連絡橋通行料金からまとめて差し引く。

日本道路公団又は本州四国連絡橋公団が発行するETC別納カードは利用可とするが、別納割引は適用せず、また相互利用割引を適用しない。例えば阪神高速南線または関西空港自動車道でETC別納カードを利用した場合、関西空港連絡橋料金所でETCクレジットカードを利用しても相互利用割引は適用されない。

別途日本道路公団で実施中の時間帯割引(深夜割引、早朝夜間割引、通勤割引)と、関西空港自動車道で実施する今回の社会実験割引(ETC限定相互利用割引)が重複した場合の取扱いについては、両者の割引率を比較し、いずれか高い方の割引率のみの適用となる。

阪神高速道路で実施中の期間限定ETC普及促進割引(ETC無線通行した場合5%割引)及び週末(土、日、祝日)・昼間に阪神東線においてETC利用者に対して実施される社会実験の割引については、ETC限定相互利用割引に関係なく、阪神高速道路を利用した場合に適用される。

6)連絡橋料金所ETCレーン配置及びその周辺地図



○進行方向右側から3番目のレーンに無線通行できるETC専用レーンを配置する。

○ETCカード取扱いレーンを進行方向左端レーンとし、左記ETCレーン以外ではETCカードを取り扱わない。

○ETCカード取扱いレーンの左端レーンでは必ず一旦停止すること。

7)その他

社会実験終了後の関空連絡橋におけるETCの運用は未定である。